

昭和 63 年 3 月

## 法曹基本問題懇談会における意見

法務省

昭和 63 年 3 月 8 日

法務大臣 林田 悠紀夫 殿

法曹基本問題懇談会

池 浦 喜三郎	日本興業銀行会長
石 井 成 一	弁護士、前日本弁護士連合会会長
江 輜 修 三	弁護士、前検事総長
大 塚 正 夫	弁護士、元司法研修所長
川 口 弘	中央大学名誉教授、前中央大学学長
佐 藤 功	東海大学教授
清 水 司	日本私学振興財団理事長、前早稲田大学総長
鈴 木 治 雄	昭和電工名誉会長
寺 田 治 郎	前最高裁判所長官
中 根 千 枝	東京大学名誉教授
三ヶ月 章	東京大学名誉教授
山 口 光 秀	海外経済協力基金総裁、前大蔵事務次官
筧 榮 一	法務事務次官

将来における我が国の法曹のあるべき姿からみて現在の司法試験制度に改革すべき点はないかについて検討した結果は、別紙のとおりであるので提出する。

## 別 紙

### 法曹基本問題懇談会における意見

法曹基本問題懇談会は、法務大臣の求めにより、将来における我が国 の法曹のあるべき姿からみて現在の司法試験制度に改革すべき点はないかについて検討することを目的として、昨年4月から前後10回にわたる 会合を持ち、法曹内外の関係者から参考意見を聴取するとともに、自由 にして隔意のない討議を行った。

その結果、おおむね意見の一一致をみた点は、次のとおりである。

#### 1 基本的観点

法曹を確保する制度の在り方は、我が国社会の将来と国民の福祉に重 大な影響を及ぼすものである。したがって、その検討に当たっては、真 に国民的視野に立ち、法曹確保の制度をどうすれば最もよく国民の期待 に応え得るかという観点を基本としてこれを行うべきである。

#### 2 現在及び将来における法曹の役割

今日、我が国社会は、先進国として高度に発展し、かつ、急速に国際 化しているが、それに伴って、個人の生活や活動に関しても、また、国

家、企業等の諸組織の活動に関しても、対立する種々の利害の衝突が多発し、複雑多様なものとなっている。民主主義を基盤とする法治国家である我が国において、このような各種の利害の衝突を法によって合理的に、かつ、早期に解決する必要性は、極めて高いものがある。

我が国の法曹は、このような社会的要請に応えるべく、それぞれの分野において、社会正義の実現と人権の擁護を目的として努力を重ねてきている。しかしながら、国民の間からは、法曹界の現状に対して、法曹が国民からなお縁遠い存在であり、また、裁判に時間がかかり過ぎること等から国民の権利を擁護する上で問題が少なくないこと、社会の急速な進展に伴って生じる種々の社会的要請に対する法曹の対応が全体としては立ち後れていること、そして、それらの結果、本来法曹の手で速やかに解決されるべき問題が、しばしば解決されないままに長期間放置され、あるいは、法に拠らない不合理な方法で処理されていること等の指摘や批判が聞かれるところである。また、検察が必ずしも十分な後継者を確保できていない実情にあることについて、国民の期待する検察体制の維持という観点から、危ぐが表明されている。

我が国社会が今後更に高度化し、また、国際化するにつれ、法的解決を必要とする社会事象はいよいよ増加するとともに、複雑多様なものとなっていくことが予想される。法曹は、当然のことながら、そのような社会の進歩変容に適応して、国民の期待に応えなければならないのであ

る。そして、そのためには、豊かな人間性と人権感覚を備え、柔軟な思考力と旺盛な意欲を持ち、国民の法曹に対する負託に十分応えることのできる能力を有する裁判官、検察官、あるいは、弁護士が国民の身近に存在し、その需要を満たしていくことが、従来にも増して要請されるのである。

### 3 司法試験の現状

法曹確保の制度が国民の期待に応えているかという観点から、法曹となるための関門である司法試験制度の現状を見ると、上記のような要請に応えているものとは言い難いのである。

すなわち、近年司法試験受験者の数はおおむね25,000名程度、合格者は約500名程度であって、合格率はわずか約2%、合格者の平均年齢は約28歳、合格までの平均受験回数は約6回となっており、しかも、若年者の合格率が低下していることが認められる。法曹となる資質のある者であっても、その多くが大学における法学教育を終えたあと長期間にわたって受験勉強に専念しなければならず、また、法曹となるための勉学の相当部分を大学における正規の教育課程の外に依存している現状にある。そのため、一方では、大学法学部在学生を中心とする若年者の間に「司法試験離れ」の傾向が生じて、法曹となる資質を有する若年者の相当多くが司法試験の受験を断念して法曹以外の職域に進み、他方では、

司法試験合格者の多くが責任ある社会人としての経験を積む機会に乏しいままに、他の分野で活躍する同世代の者に比べて相当遅い時期に実務家としての教育を受け始める状態となっている。

このような現状は、法曹界が国民の期待に応え得る後継者を確保するという観点から見て、もはや放置し難いものであるというほかない。

#### 4 長期的改革

以上に述べたところから将来における法曹確保制度の在り方を長期的に考えると、現在よりもはるかに多数の、かつ、法曹にふさわしい資質と能力を有する人材を確保できるような制度にするための改革を行うことが必要である。

そのためには、司法試験合格者の数を、時の国民の需要を十分満たすことができるよう大幅に増加させるとともに、法曹にふさわしい資質と能力を有する人材をこのように多数確保できるようにするための抜本的方策を講じることが必要であると考える。

このような大幅な増員を実現するためには、種々の条件が整備されなければならず、また、その増員が国民に対する法的サービスの充実に結びつくようにしなければならない。

この点に関連して、次のような多くの意見が述べられた。

法学教育並びに法曹の確保及び養成に関しては、大学における法

学教育の一層の充実が不可欠であることを主張する意見、及び、司法修習制度の全般的な見直しが必要であるとする意見が有力に述べられた。このうち司法修習制度の見直しに関しては、現行制度の基本的理念である統一修習の維持を前提としてこれを行うのは当然であるとの意見が述べられた。また、司法試験と司法修習の所管の元化についても検討すべきであるとの意見もあった。さらに、法曹の確保及び養成に関連して、財政的問題を回避するために改革の内容を制限するような論議はすべきではないとの意見が強く述べられた。また、財政支出については常に国民的観点からその要否が検討されなければならず、特に大幅な財政支出の増加を伴う改革を行う場合には納税者たる国民の理解が十分に得られることが必要であるので、司法試験合格者について当面の方策として論議された程度の増員を行うのであればともかく、将来大幅な増員を考えるのであれば、例えば司法修習生の給費制の在り方を含め、司法修習制度全般にわたって、その観点からも十分な論議を行う必要があるとの意見も有力であった。

法曹の活動領域及び活動の在り方に関しては、法律相談業務を制度化し、あるいは、拡充すべきであるとの意見、法律扶助制度を充実する必要があるとの意見、法曹は社会の進展に伴って生じる新しい活動分野に積極的に進出すべきであるとの意見、裁判に要する時

間を短縮するため、法曹三者がそれぞれ努力すべきであるとの意見、地方裁判所における合議制の拡充を求める意見、地方検察庁以上の検察庁の事件をすべて検事が処理できる体制を確立すべきであるとの意見、弁護士事務所の在り方を再検討すべきであるとの意見等が述べられた。また、国民が訴訟による迅速かつ確実な法的救済をより容易に受けられるようするため、地方裁判所以上の裁判所の民事訴訟における弁護士強制及び弁護士費用の敗訴者負担等の制度の整備を検討すべきであるとの意見も有力であった。さらに、法曹の資格を二段階に分けることを前提として、その資格を取得する者を大幅に増加させてはどうかとの意見も一部にあった。

以上に述べたような長期的観点に立つ改革を行うための方策については、その前提となる諸情勢の進展状況になお流動的要素があるため、当懇談会において直ちに結論を出すことは相当ではないが、この改革は我が国民にとって極めて重要な問題であるので、関係者の間で引き続いて十分な検討が行われる必要がある。

## 5 当面緊急に必要な改革

長期的観点からの検討については以上に述べたとおりであるが、司法試験制度の現状は、国民的視野に立ってみると、既に述べたとおり、一刻も放置し難いものとなっている。したがって、長期的観点に立つ改革

の方向を踏まえつつ、緊急に司法試験制度の現状を改善する必要がある。

具体的には、司法試験の合格者を当面現行制度の下における修習が可能な範囲内で増加させ、それと併せて、全受験者がなるべく平等な条件の下で受験できるようにすることにより、大学における法学教育を受けた者が長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となっている現状を改めるため、受験者が受験できる回数をある程度の範囲内に制限すべきである。さらに、受験者の負担を軽減するため、試験科目の整理、減少や、大学が推薦する一定数の者に対する試験の一部免除等の措置を講じるのが相当である。これらの措置をとることによって、充実した大学生活を過ごした若年者等がより容易に、かつ、短期間に合格できるような試験とし、法曹となるにふさわしい資質と能力を有する人材を相当数確保できるようにすべきである。

司法試験の合格者数に関しては、技術的問題もあるので事務的に検討すべきであるが、差し当たり 600 名前後が相当であるとの意見、これを 1,000 名程度として修習期間を 1 年に短縮する旨の意見等もあったが、これを当面 700 名程度とする意見が多かった。

受験回数制限に関しては、受験できる回数の上限を 3 回程度とする意見が多かった。これに関連して、受験回数を制限するとしても、大学在学生の受験回数については回数制限の対象とする回数に

は算入しないこととするという意見、及び、受験回数制限により受験資格を失った後一定期間経過した後の受験資格の復活を認めるべきであるとする意見も有力に主張された。これらに対し、在学生の受験回数も回数制限の対象となる回数に算入することとし、それと同時に、制限回数を5回程度にすべきであるとする意見も出された。また、回数制限の実施に当たっては、現在受験中の者に不当な不利益を与えないよう適当な措置を併せて講じるべきであるとの意見も有力であった。これらのほかにも、受験回数の制限が逆に若年者の負担を増大させることのないように、あるいは、多様な経歴を有する者も合格し得るようなものにするように工夫を加えるべきであるとの意見や、受験回数を制限する以上合格者の若年化の効果が十分あがるよう厳格な内容のものにすべきであるとの意見等が述べられた。

大学推薦制については、当面、推薦を受けた者には短答式試験を免除するのが現実的であるとの意見が多数であったが、法曹養成における大学の役割を重視する観点から、論文式試験をも免除することについても検討すべきであるとの意見もあった。これらに対し、推薦制を実施することは技術的な面で難点があるとする慎重論も述べられた。

このほか、国家公務員試験合格者に対する司法試験の一部免除等

を主張する意見もあった。また、法曹にふさわしい人材を裁判官、検察官、弁護士としてバランスよく確保すべきであり、そのためにも法曹三者それぞれが自らの職の魅力を高める努力をすべきであるとの意見も多く述べられた。また、試験科目の減少等具体的改革の内容によっては、司法研修所における修習の内容及び方法についてもこれに応じて工夫する必要が生じるであろうとの指摘もなされた。

さらに、以上に挙げられた諸方策を一応必要としつつも、これらはあくまでも当面の緊急対策にすぎず、より抜本的には、法曹資格付与制度との関連において大学における法学教育の在り方を見直すこと等が必要であることを特に強調する意見も有力であった。

## 6 今後の検討

上記5の当面の緊急措置の効果及び影響を検証し、必要があればこれを補正すること等について検討するとともに、長期的観点から、より抜本的な改革の途を見いだすための努力がなされるべきである。そのため、当懇談会は、今後とも改革作業の進展を見守り、その効果及び影響が明らかとなる時点において再び検討の機会を持つことを合意した。

当懇談会は、法曹三者及び大学関係者等においても更に緊密な意見の交換を行い、大局的見地に立って当面緊急に必要な改革を速やかに行う

とともに、長期的視野に立って、真に国民の期待に応え得る法曹確保の制度を実現するための努力を続けられることを強く希望する。